

「審査手数料計算マニュアル」(平成28年8月1日)新旧対照表

令和8年1月30日改正

新	旧																								
<p>審査手数料計算マニュアル 【第5版】 自動車認証審査部 令和8年1月30日</p> <p>◆改訂履歴</p> <p>初版 平成28年 8月 1日 第2版 平成29年 3月30日 第3版 令和 5年 4月18日 第4版 令和 7年 12月24日 第5版 令和 8年 1月 30日</p> <p>はじめに (略) 目次 (略) 1. 手数料額の考え方・・・3~7 2~5 (略)</p> <p>1. 手数料額の考え方 手数料額は、自動車審査部の型式認証に係る費用（人件費、庁費光熱水費、電算費）を踏まえ、それぞれの申請審査の工数を勘案して決定した。 車両型式指定等における費用は①基本料金(1型式当たり)、②能力試験料金(1申請当たり基本+項目)、③審査部試験(TRIAS)料金((1件当たり)及び④既存試験結果活用料金(1件当たり)からなる。</p> <p>①基本料金 (略) ②能力試験料金(1申請当たり基本+項目)</p>	<p>審査手数料計算マニュアル 【第4版】 自動車認証審査部 令和7年12月24日</p> <p>◆改訂履歴</p> <p>初版 平成28年 8月 1日 第2版 平成29年 3月30日 第3版 令和 5年 4月18日 第4版 令和 7年 12月24日</p> <p>はじめに (略) 目次 (略) 1. 手数料額の考え方・・・3~6 2~5 (略)</p> <p>1. 手数料額の考え方 手数料額は、自動車審査部の型式認証に係る費用（人件費、庁費光熱水費、電算費）を踏まえ、それぞれの申請審査の工数を勘案して決定した。 車両型式指定等における費用は①基本料金(1型式当たり)、②基本料金(1申請当たり)、③審査部試験(TRIAS)料金(1件当たり)及び④既存試験結果活用料金(1件当たり)からなる。</p> <p>①基本料金 (略) ②基本料金(1申請当たり)</p>																								
(単位: 万円)																									
<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">車両法 第99条 の3</td> <td colspan="3">サイバーセキュリティに係る能力基準適合審査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基本</td> <td>本邦内審査</td> <td>71.7</td> </tr> <tr> <td>本邦外審査</td> <td>62.3 +職員2名分の旅費</td> </tr> <tr> <td>項</td> <td>協定規則第155号の規則7.2.2.1.</td> <td>21.8</td> </tr> </table>	車両法 第99条 の3	サイバーセキュリティに係る能力基準適合審査			基本	本邦内審査	71.7	本邦外審査	62.3 +職員2名分の旅費	項	協定規則第155号の規則7.2.2.1.	21.8	<table border="1"> <tr> <td>車両法第99条の3</td> <td>サイバーセキュリティに係る能力基準適合審査(本邦内審査)</td> <td>408.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サイバーセキュリティに係る能力基準適合審査(本邦外審査)</td> <td>399.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>+職員2名分の旅費</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>プログラム等の適切な管理及び確実</td> <td>502.4</td> </tr> </table>	車両法第99条の3	サイバーセキュリティに係る能力基準適合審査(本邦内審査)	408.8		サイバーセキュリティに係る能力基準適合審査(本邦外審査)	399.4		+職員2名分の旅費			プログラム等の適切な管理及び確実	502.4
車両法 第99条 の3		サイバーセキュリティに係る能力基準適合審査																							
		基本	本邦内審査	71.7																					
			本邦外審査	62.3 +職員2名分の旅費																					
	項	協定規則第155号の規則7.2.2.1.	21.8																						
車両法第99条の3	サイバーセキュリティに係る能力基準適合審査(本邦内審査)	408.8																							
	サイバーセキュリティに係る能力基準適合審査(本邦外審査)	399.4																							
	+職員2名分の旅費																								
	プログラム等の適切な管理及び確実	502.4																							
(単位: 万円)																									

新			旧		
目	協定規則第 155 号の規則 7.2.2.2. (a)	21.8		な改変に係る能力基準適合審査(本邦内審査)	
	協定規則第 155 号の規則 7.2.2.2. (b)	50		プログラム等の適切な管理及び確実な改変に係る能力基準適合審査(本邦外審査)	
	協定規則第 155 号の規則 7.2.2.2. (c)	50			
	協定規則第 155 号の規則 7.2.2.2. (d)	50			
	協定規則第 155 号の規則 7.2.2.2. (e)	25			
	協定規則第 155 号の規則 7.2.2.2. (f)	18.7			
	協定規則第 155 号の規則 7.2.2.2. (g)	18.7			
	協定規則第 155 号の規則 7.2.2.2. (h)	18.7			
	協定規則第 155 号の規則 7.2.2.3.	15.6			
	協定規則第 155 号の規則 7.2.2.4.	15.6			
	協定規則第 155 号の規則 7.2.2.5.	31.2			
プログラム等の適切な管理及び確実な改変に係る能力基準適合審査					
基本	本邦内審査	71.7			
	本邦外審査	62.3 +職員 2 名分の旅費			
項	協定規則第 156 号の規則 7.1.1.1.	15.7			
	協定規則第 156 号の規則 7.1.1.2.	18.7			
	協定規則第 156 号の規則 7.1.1.3.	28.1			
	協定規則第 156 号の規則 7.1.1.4.	28.1			
	協定規則第 156 号の規則 7.1.1.5.	25			
	協定規則第 156 号の規則 7.1.1.6.	21.8			
	協定規則第 156 号の規則 7.1.1.7.	25			
	協定規則第 156 号の規則 7.1.1.8.	25			
目	協定規則第 156 号の規則 7.1.1.9.	25			
	協定規則第 156 号の規則 7.1.1.10.	25			
	協定規則第 156 号の規則 7.1.1.11.	10.9			
	協定規則第 156 号の規則 7.1.1.12.	10.9			
	協定規則第 156 号の規則 7.1.2.1.	21.8			
	協定規則第 156 号の規則 7.1.2.2.	21.8			
	協定規則第 156 号の規則 7.1.2.3.	28.1			
	協定規則第 156 号の規則 7.1.2.4.	21.8			
	協定規則第 156 号の規則 7.1.2.5.	21.8			
	協定規則第 156 号の規則 7.1.3.	28.1			

新	旧
<p>協定規則第 156 号の規則 7.1.4.</p> <p>28.1</p> <p>③～④ (略)</p> <p>1. 2～5. (略)</p>	<p>③～④ (略)</p> <p>1. 2～5. (略)</p>

附則 (令和 8 年 1 月 30 日 自交審第 1160 号)

本取扱いは、令和 8 年 2 月 3 日から実施する。